

利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災対策協議会として、「利根川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により鬼怒川等で大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、利根川下流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(対象河川)

第3条 協議会は、利根川下流河川事務所が管理する河川を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難・的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(幹事会の構成)

第6条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(幹事会の実施事項)

第7条 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会に報告する。

(水防連絡部会の構成)

第8条 本部会は別表3に掲げる水防関係機関をもって構成する。

- 2 利根川下流河川事務所水防連絡部会を協議会の下に置く。
- 3 水防連絡部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(水防連絡部会の実施事項)

第9条 水防連絡部会は次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水予報及び水防警報に関すること。
- 二 重要水防箇所に関すること。
- 三 河川改修の状況、水防資器材整備状況等の情報提供、交換に関すること。
- 四 河川の出水期前及び洪水経過後の合同巡視に関すること。
- 五 水防対策の協力及び連絡に関すること。
- 六 水防対策の広報宣伝に関すること。
- 七 水防対策の調査、研究に関すること。
- 八 その他必要な事項。

(会議の公開)

第10条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

- 2 幹事会、部会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第11条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第12条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、利根川下流河川事務所災害情報普及支援室に置く。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第14条 本規約は平成28年5月25日から施行する。

平成28年8月 3日 改定

平成28年9月30日 改定

平成29年5月24日 改定

平成30年5月30日 改定

別表1（協議会の構成員）

(茨城県)	龍ヶ崎市長 取手市長 潮来市長 稲敷市長 神栖市長 河内町長 利根町長	(千葉県)	銚子市長 成田市長 佐倉市長 柏市長 八千代市長 我孫子市長 四街道市長 印西市長 白井市長 香取市長 船橋市長 富里市長 酒々井町長 栄町長 神崎町長 東庄町長
利根川水系県南水防事務組合管理者 稲敷地方広域市町村圏事務組合管理者		印旛利根川水防事務組合管理者 千葉県長沼水害予防組合管理者	
茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課長 茨城県土木部河川課長 茨城県潮来土木事務所長 茨城県竜ヶ崎工事事務所長		千葉県防災危機管理部危機管理課長 千葉県県土整備部河川環境課長 千葉県柏土木事務所長 千葉県印旛土木事務所長 千葉県成田土木事務所長 千葉県香取土木事務所長 千葉県銚子土木事務所長 千葉県銚子漁港事務所長	
水資源機構利根川下流総合管理所長 水資源機構千葉用水総合管理所長 水資源機構霞ヶ浦用水管理所長			
気象庁水戸地方気象台長		気象庁銚子地方気象台長	
国土交通省利根川下流河川事務所長			

別表2（幹事会の構成員）

(茨城県) 龍ヶ崎市危機管理課長	(千葉県) 銚子市総務課長
取手市安全安心対策課長	成田市危機管理課長
潮来市総務課長	佐倉市危機管理室長
稻敷市危機管理課長	柏市防災安全課長
神栖市防災安全課長	八千代市総合防災課長
河内町総務課長	我孫子市治水課長
利根町総務課長	四街道市危機管理室長
	印西市防災課長
	白井市 危機管理課長
	香取市 総務課長
	船橋市 危機管理課長
	富里市 市民活動推進課長
利根川水系県南水防事務組合事務局長	印旛利根川水防事務組合事務局長
稻敷広域消防本部警防課長	千葉県長沼水害予防組合危機管理課長
茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課長補佐	千葉県防災危機管理部危機管理課 主幹（兼）災害対策室長
茨城県土木部河川課長補佐	千葉県国土整備部河川環境課副課長
茨城県潮来土木事務所河川整備課長	千葉県柏土木事務所調整課長
茨城県竜ヶ崎工事事務所河川整備課長	千葉県印旛土木事務所長調整課長
	千葉県成田土木事務所調整課長
	千葉県香取土木事務所調整課長
	千葉県銚子土木事務所調整課長
	千葉県銚子漁港事務所技術次長
水資源機構利根川下流総合管理所管理課長	
水資源機構千葉用水総合管理所管理課長	
水資源機構霞ヶ浦用水管理所 所長代理（技術）	
気象庁水戸地方気象台水害対策気象官	気象庁銚子地方気象台水害対策気象官
国土交通省利根川下流河川事務所副所長（技術）	

別表3（水防連絡部会の構成員）

茨城県土木部河川課	千葉県県土整備部河川環境課
茨城県竜ヶ崎工事事務所	千葉県柏土木事務所
茨城県潮来土木事務所	千葉県印旛土木事務所
利根川水系県南水防事務組合	千葉県成田土木事務所
稲敷地方広域市町村圏事務組合	千葉県香取土木事務所
茨城県取手市	千葉県銚子土木事務所
茨城県龍ヶ崎市	千葉県銚子漁港事務所
茨城県利根町	印旛利根川水防事務組合
茨城県河内町	千葉県長沼水害予防組合
茨城県稻敷市	千葉県我孫子市
茨城県神栖市	千葉県柏市
茨城県潮来市	千葉県印西市
水資源機構利根川下流総合管理所	千葉県栄町
水資源機構霞ヶ浦用水管理所	千葉県成田市
	千葉県神崎町
	千葉県香取市
	千葉県東庄町
	千葉県銚子市
	水資源機構千葉用水総合管理所

国土交通省利根川下流河川事務所